

大和市イベントキャラクターデザイン使用要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大和市イベントキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

**第2条** キャラクターのデザイン（市長が別に定めるものに限る。以下「デザイン」という。）は何人も使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己のために商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録その他の登録を行い、又は権利を設定するなどして独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) その他市長がその使用について適当でないと認める場合

(使用申請等)

**第3条** キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大和市イベントキャラクターデザイン使用承認申請書（以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (2) その他使用申請を要しないと市長が認めた場合

(使用承認等)

**第4条** 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用承認するときは、申請者に大和市イベントキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用承認をしないときは、申請者に大和市イベントキャラクターデザイン使用（変更）不承認通知書（以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

**第5条** デザインの使用承認期間は、使用承認を受けた日から起算して1年間を限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

**第6条** デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

**第7条** 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び内容にのみ使用し、第4条第1項の規定より市長が条件を付した場合は当該条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用し、デザインを改変する等応用使用はしないこと。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

- (5) デザインに大和市イベントキャラクターである旨及びその名称を付記すること。
- (6) 前号の規定にかかわらず、前号の規定による付記が困難な場合は、市長が認めた表記を付すること。
- (7) デザインを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (8) キャラクターについて、自己のために商標法の規定による商標登録その他の登録を行い、又は権利を設定しないこと。
- (9) デザインの使用に際し貸し出された物件がある場合は、当該物件を市長が定めた期限までに返納すること。

(承認内容の変更)

**第8条** 使用者が使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大和市イベントキャラクターデザイン使用変更承認申請書（以下「使用変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

**第9条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に大和市イベントキャラクターデザイン使用承認取消通知書により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、同項の規定による通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求め、及び損害賠償を請求することができる。

(免責)

**第10条** 前条の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

- 2 使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(様式)

**第11条** この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第11条関係）

| 様式番号  | 様式の名称                         | 関係条文     |
|-------|-------------------------------|----------|
| 第1号様式 | 大和市イベントキャラクターデザイン使用承認申請書      | 第3条及び第5条 |
| 第2号様式 | 大和市イベントキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書  | 第4条及び第8条 |
| 第3号様式 | 大和市イベントキャラクターデザイン使用（変更）不承認通知書 | 第4条及び第8条 |
| 第4号様式 | 大和市イベントキャラクターデザイン使用変更承認申請書    | 第8条      |
| 第5号様式 | 大和市イベントキャラクターデザイン使用承認取消通知書    | 第9条      |